

学生のみなさん、学生納付特例制度の申請はお済みですか？



20歳から60歳までのすべての人は、国民年金に加入しなければなりません。学生のみなさんも20歳になると国民年金に加入し、保険料を納付することが義務づけられています。しかし、次の学校(夜間、定時制及び通信制を含む。)に在学している学生のうち、本人の前年の所得が68万円以内であれば、社会人になってから納付することができる**学生納付特例制度**が利用できます。

- ▷大学(大学院) ▷短期大学 ▷高等学校
- ▷高等専門学校 ▷専修学校
- ▷各種学校等のうち厚生労働省令で定める学校

学生納付特例の申請は毎年度必要です。4月分から学生納付特例制度の利用を希望する人は、5月末までに申請してください。

申請に必要なものは

- 学生証又は在学証明書(申請する年度に証明されたもの)
- 印鑑(代理の人が申請された場合のみ)

学生納付特例制度の承認を受けた期間については、10年以内に納付すると満額の老齢基礎年金を受けることができます。

納付のご相談は、鳥取社会保険事務所へ。

- 問い合わせ先 ▷鳥取社会保険事務所 (☎27-8311)
- ▷保険年金課 (☎20-3205)

健康チェック

40歳以上を対象に日帰り人間ドック



中年年齢層から起こる、がん、脳卒中、心臓病などの早期発見・治療を目的に、日帰り人間ドック事業を行います。医療機関で予約のうえ申し込みして下さい。

■対象 40歳以上(平成17年3月31日までに40歳になる人を含む)で、次に該当する人

- ①国民健康保険の被保険者
- ②健康保険・共済保険などの任意継続の被保険者
- ③健康保険・共済保険などの被扶養者
- ④生活保護世帯の人

■費用 ▷肺がん喀たん検査なし … 8,200円  
▷肺がん喀たん検査あり … 9,100円

※老人・高齢者医療対象者と40歳(S39.4.1~40.3.31生)の人は1,300円、市民税非課税世帯と生活保護世帯の人は無料。

■期間 5月1日(土)~平成17年2月28日(月)

■申込受付 4月26日(月)~

■必要なもの 保険証(老人・高齢者医療対象者は保険証と医療受給者証)

■申し込み・問い合わせ先

- ▷保健センター (☎20-3197)
- ▷保険年金課 (☎20-3203)

法律相談



とき 5月19日(水) 午後1時~4時  
ところ 市役所本庁舎6階第4会議室  
定員 8人(先着順)  
予約受付 5月7日(金) 午前8時30分~  
申し込み先 市民参画課 (☎20-3158)

憲法週間法律相談

鳥取県弁護士会所属の弁護士が相談に応じます。

とき 5月7日(金) 午前10時~午後3時  
ところ 鳥取地方家庭裁判所  
受付 当日(先着25人程度)  
問い合わせ先 鳥取県弁護士会 (☎22-3912)

行政相談

とき 5月6日(木) / 午後1時30分~4時  
5月12日(水) / 午後1時30分~4時  
5月18日(火) / 午後1時~3時  
5月31日(月) / 午後1時30分~4時

女性なんでも相談

対象 女性  
相談内容 ▷子育てに関すること ▷法律に関すること(セクハラ・離婚など法律的な問題)▷一般(健康・家族・職場や近所での人間関係など)  
相談日 ▷子育て・一般/5月8日(土)、11日(火) 午後1時~3時  
▷法律/5月11

人権困りごと相談

秘密は、固く守ります。  
とき 毎月20日午後1時~4時  
ところ さざんか会館  
問い合わせ先 法務局人権擁護課 (☎22-2289)



「市政提案箱~市長への手紙~」設置場所を増設しました

4月20日から、市政提案箱を市内の各郵便局(簡易郵便局は除く)のロビーに設置します。

市民のみなさまの声を市政に反映するため、たくさんのご意見をお寄せください。

■問い合わせ先 市民参画課 (☎20-3158)

